

# 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線部分更新に係る

## 設計・分析評価・施工監理業務委託仕様書

### 第1 総則

#### 1 目的

本事業は、富士山南東消防本部が使用する高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の部分更新に係る調査、検討及び施工監理等を実施し、調達及び整備が適正に完了することを目的とする。

また、本仕様書は前述の目的を達成するために必要な基本的事項について定めるものである。

#### 2 履行期間

契約日から令和10年3月31日まで

- (1) 令和7年度 設計及び分析評価業務
- (2) 令和8年度 調達支援及び施工監理業務
- (3) 令和9年度 施工監理業務

#### 3 履行場所

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 消防指令センター | 静岡県三島市南田町4番40号      |
| 三島消防署    | 静岡県三島市南田町4番40号      |
| 北分署      | 静岡県三島市文教町二丁目1番32号   |
| 中郷分署     | 静岡県三島市中島85番地の14     |
| 錦田分遣所    | 静岡県三島市谷田(並木)294番地の1 |
| 裾野消防署    | 静岡県裾野市石脇515番地       |
| 伊豆島田分署   | 静岡県裾野市伊豆島田343番地の1   |
| 須山分遣所    | 静岡県裾野市須山1545番地の8    |
| 長泉消防署    | 静岡県駿東郡長泉町中土狩910番地の1 |

#### 4 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について発注者の許可なく外部に公表してはならない。

#### 5 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施にあたり関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 6 受注者の条件

過去に消防防災施設整備費補助金交付要綱にある高機能消防指令センター整備事業（Ⅱ型）以上の指令システムの設計及び消防救急デジタル無線の設計に従事した経験を有する事業者であること。

## 7 資料の貸与

- (1) 発注者は、業務を実施するにあたり必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与品等の引き渡しを受けたときは、貸与品について、品目、数量、引渡場所及び引き渡し時期、借用責任者を明記した借用書を引渡しの日から10日以内に提出するものとする。
- (3) 受注者は、貸与品について複写してはならない。ただし、業務を実施するにあたり貸与品の複写が必要であり、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 複写した貸与品は、受注者の責任において処分すること。

## 8 再委託

- (1) 受注者は、次の事項についてはこれを再委託することはできない。
  - ア 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)に規定する業務以外を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。発注者が求めた場合は、再委託者の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

## 9 関係官公庁等への手続き

- (1) 受注者は、業務に関して、発注者が関係官公庁及びその他関係機関に対する手続きを行う場合に、その手続きに必要な書類及び資料等の作成に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、業務を実施するために関係官公庁及びその他関係機関に対する手続きが必要な場合は速やかに実施し、その内容を発注者に報告しなければならない。

## 10 打合せの記録

業務を円滑に実施するため、発注者及び受注者は常に綿密な連絡をとり、打合せ後にはその都度受注者が出席者、打合せ事項、内容等を記載した書面に記録し、発注者の確認を受けるものとする。

## 11 検査

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、業務を完了した旨を記載した書類を発注者に提出する際には、あらかじめ成果物及びその他検査に必要な資料を準備し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 検査に要する費用は受託者の負担とする。

## 12 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

## 第2 業務仕様

### 1 提出書類

受注者は、契約締結後に次の書類を速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

- (1) 着手届
- (2) 担当技術者届
- (3) 業務計画書
- (4) 連絡体制表
- (5) その他書類

### 2 設計・分析評価

#### (1) 業務内容

##### ア 更新機器の選定

既存システム構成機器のうち、機器の耐用年数、最新の情報通信技術、運用面から見た最適なシステム機能を考慮し選定すること。

##### イ 機器仕様の検討

機器更新の手順や技術的観点 considering、機器更新に係る仕様書の策定を行うこと。

##### ウ 必要経費の算定

更新機器の単価、据え付け費、調整費等を適正に精査し、部分更新に係る必要経費を算定すること。

#### (2) 打合せ及び報告

ア 発注者と受注者との打合せ協議は、業務着手時、中間報告時及び納品時の3回の打合せ協議については対面とする。

イ ア以外に双方協議し、必要と認める打合せ協議については、対面又は情報セキュリティが確保されたWeb会議システム等による実施を認める。

ウ 中間報告については、令和7年9月上旬頃に実施することとし、業務進捗状況を報告するとともに、特に高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線部分更新に必要な

な経費の算定について報告すること。

(3) 成果品

- ア 業務報告書
- イ 高機能消防指令システム部分更新仕様書案
- ウ 消防救急デジタル無線部分更新仕様書案
- エ 高機能消防指令システム部分更新経費算定書
- オ 消防救急デジタル無線部分更新経費算定書
- カ 成果品の電子データ (CD-R 等)
- キ その他書類

3 施工監理業務

(1) 業務内容

- ア 整備事業者との詳細協議
- イ 整備事業者が提出する施工図書及び制作された機器装置について、調達仕様書との適合性の精査
- ウ 東海総合通信局等の関係する機関との調整
- エ 施工における、安全性、システム切り替え手順及び作業工程の進捗状況の監理
- オ 制作された機器装置についての工場での動作試験、システム切り替え等の重要な作業及び完成検査への立ち合い及び監理

(2) 成果品

- ア 検査立会報告書
- イ 施工監理報告書
- ウ その他書類